

「公害の防止に関する協定」

・目的

地域住民の健康保護、生活環境保全

・対象工場

千葉臨海地域(千葉市～富津市)に立地する 52社61工場

・協定締結者

企業・県・地元市の 三者

協定見直しの概要

- ・引き続き、協定を 継続 する。
- ・基本協定を 35年ぶり に見直す。
- ・名称を「公害の防止」から「環境の保全」に変更する。
- ・細目協定は、公害の防止の具体策 とする。



「公害の防止に関する協定」の変遷

- ・昭和43年

 - 東京電力(株)をかわきりに協定締結(41社)

- ・昭和49年

 - 全面改訂(現行の基本協定締結)

- ・昭和55年～

 - 細目協定を 5年ごと に改定

- ・平成22年

 - 基本協定の見直し*



「公害の防止に関する協定」の概要(1)

- ・基本協定

 - 公害防止の理念

 - 細目協定

 - 年間計画書

 - 生産施設等の事前協議

 - 公害発生時、緊急時等の措置

 - 関連企業



「公害の防止に関する協定」の概要(2)

・細目協定

大気汚染の防止

水質汚濁の防止

地質汚染、地盤沈下の防止

騒音、悪臭の防止

廃棄物の処理

化学物質環境保全対策

地球環境保全対策



環境保全協定に係る基本方針(1)

1 基本的な考え方

協定の目標

健全で恵み豊かな環境を維持し、持続的に発展する社会の実現に向け、環境保全を推進

環境保全協定に係る基本方針(2)

2 基本協定の内容

(1) 目的

事業者が率先して環境保全活動
地域住民の健康を保護し、生活環境を保全
地球環境の保全に寄与

環境保全協定に係る基本方針(3)

2 基本協定の内容

(2) 環境保全対策

- 大気質、水質などの典型7公害の未然防止
→細目協定で具体的な対策を規定
- 廃棄物の排出抑制、化学物質による環境
リスクの低減、地球環境の保全
→努力規定



環境保全協定に係る基本方針(4)

2 基本協定の内容

(3) 環境管理の徹底

環境管理体制の整備・維持向上

(4) 細目協定、年間計画書、事前協議

細目協定、年間計画書の内容の遵守

生産設備の新增設時に事前協議



環境保全協定に係る基本方針(5)

2 基本協定の内容

(8) 環境保全活動の推進及び住民への周知

環境保全活動を推進する。

結果等について、住民に周知する。

環境の現況(大気質)

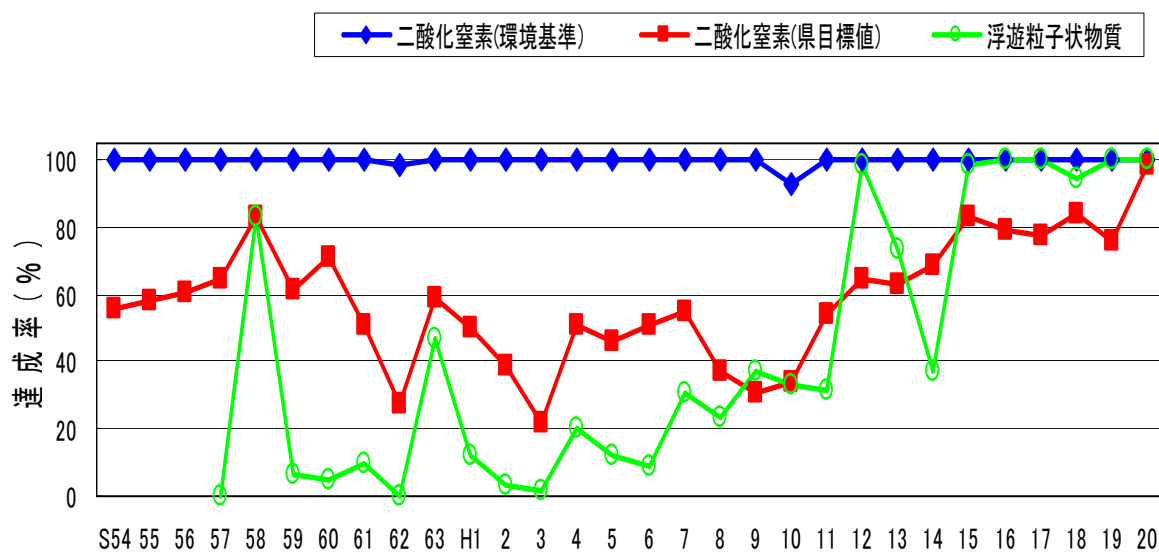


図. 協定締結地域内における大気環境基準等の達成状況

環境の現況(水質)

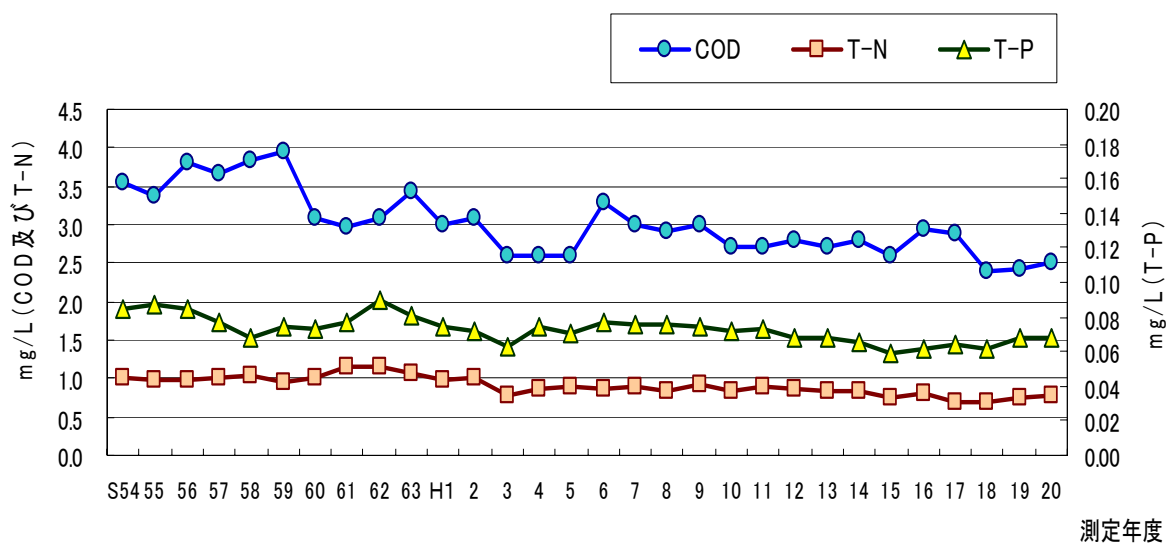


図1 東京湾(千葉県前面海域)の水質変化

注1) 上記図は、東京湾千葉県全面海域の9地点(下図参照)の年平均値

注2) CODは9地点の上層及び下層の年平均値、T-NとT-Pは表層の年平均値



細目協定に係る基本方針(1)

1 基本的な考え方

公害の未然防止の項目

→ 排出負荷量等を定めることにより、地域の環境保全を推進

公害の未然防止の項目

大気質、水質、地質、騒音、地盤沈下、悪臭



細目協定に係る基本方針(2)

2 細目協定の内容

(1) 大気汚染の防止

硫黄酸化物、窒素酸化物等の排出量削減のための対策等は、現行の細目協定どおりとする。



細目協定に係る基本方針(3)

2 細目協定の内容

(2) 水質汚濁の防止

COD、窒素、りん等、各項目の対策等は、
現行の細目協定どおりとする。

(3) 地質汚染の防止

掘削工事等一定規模以上の掘削工事
における土壌調査の実施



細目協定に係る基本方針(4)

2 細目協定の内容

(4) 騒音、地盤沈下、悪臭の防止

現行の細目協定どおり